

小水力発電活用支援事業 実施要領

平成26年3月28日付け農整第1025号
一部改正 平成31年3月28日付け農整第1116号
一部改正 平成31年平成31年4月26日平成31年4月26日付け農整第2391116号

本事業の実施については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱（平成18年4月3日付け農計第24号農政部長通知。以下「要綱」という。）及び岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領（平成18年4月1日付け農整第40号農政部長通知。以下「取扱要領」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

（目的）

第1 県内には農業を主要産業とする農村集落が多数存在しているが、近年の過疎高齢化により担い手の減少が顕著であることから、このままでは地域農業が衰退し、ひいては農村生活が成り立たなくなる恐れがある。

このような農村地域には、再生可能エネルギーの発電賦存量が豊富に存在しており、地域資源として多様な活用が期待されている。このため、農業水利施設を活用した小水力発電による再生可能エネルギーの幅広い活用を促し、地域農業の振興および農村生活環境の改善を図る。

（事業内容）

第2 事業内容は以下のとおりとする。

（1）地域振興支援型

農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備であって、発電する電力や売電収益を活用し、地域農業の振興及び農村生活環境の改善に資することを目的に設置する小水力発電施設の整備

（2）防災機能支援型

農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備であって、災害時の避難所となりうる施設に非常用電源として電力供給するために必要な小水力発電施設および蓄電施設の整備

（3）協議会支援型

岐阜県農業用水利活用小水力発電推進協議会（以下「協議会」という。）が行う、小水力発電施設の導入促進及び適正管理等小水力発電を推進するために必要な取組及び、これら取組に係る諸問題を検討するための活動支援

（事業実施主体）

第3 事業実施主体は、「地域振興支援型」及び「防災機能支援型」については、活用する農業水利施設及び売電収益充当対象施設または電力供給対象施設の管理が行える者として、市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合とする。「協議会支援型」については、岐阜県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」とする。）とする。

（事業の細部運用）

第4 事業の実施にあたっての細部については、別紙1及び別紙2により運用するものとする。
（「地域振興支援型」及び「防災機能支援型」については別紙1、「協議会支援型」については別紙2によるものとする。）

附則（平成26年3月28日付け農整第1025号）
この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成31年3月28日付け農整第1116号）
この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則（平成31年4月26日付け農整第239号）
この要領は、令和元年5月1日から適用する。

別紙1（「地域振興支援型」及び「防災機能支援型」に係る運用）

（事業採択要件）

第1 事業の採択要件は以下のとおりとする。

（1）地域振興支援型

次に定める要件をすべて満たすこと。

- （1）発電施設および発電に利用する農業水利施設が、売電収益の活用により、将来にわたって適切に維持管理されること。
- （2）事業費に見合う効果が見込まれること。
総費用総便益比（B/C）が1.0以上であること。
- （3）売電収益の活用範囲が次に該当すること。
 - ① 土地改良施設の維持管理費（発電に利用する農業水利施設を含むこと）
 - ② 本事業により整備した小水力発電施設の運営費
 - ③ 農村振興に資する公的施設（農業集落排水処理施設、農村活性化施設など）の電気代
 - ④ 地域振興に資する公的施設（学校、役場など）の電気代
 - ⑤ 農村振興に資する活動費（6次産業化の支援など）
 - ⑥ 営農に必要な施設（ライスセンター、選果施設、育苗施設など）の電気代
 - ⑦ 農村集落の生活環境維持に必要な公共活動費（草刈、清掃、除雪、集落道補修等）
- （4）事業実施主体は、売電収益の活用先等を示した「小水力発電利用計画（以下 利用計画）」を策定すること。
- （5）市町村長は、利用計画の策定について必要な指導と調整を行うこと。
- （6）事業主体が土地改良区、農業協同組合または一部事務組合であって、市町村長を経由せずに直接補助金を交付する必要があると農林事務所長が認める場合にあっては、事業実施主体は、関係する市町村へ利用計画を提出し、必要な指導及び調整を受けたうえ、実施計画を農林事務所長に提出し、その認定を受けること。

（2）防災機能支援型

次に定める要件をすべて満たすこと。

- （1）災害時の避難所となりうる施設（農村活性化施設や道の駅など）の付近を流れる農業水利施設に設置する小水力発電施設であること。
- （2）発電施設を設置する農業水利施設と避難施設の所有者及び管理者の同意を得ていること。
- （3）発電施設および発電に利用する農業水利施設が、将来にわたり適切に維持管理されること。
- （4）蓄電施設の充電容量は、非常時において次に掲げる用途を全て確保できるものであること。
 - ① LEDライト（約20W）5本を36時間（12時間×3日）以上使用できること。
 - ② 携帯電話50台以上を充電できること。
- （5）発電施設は、上記の蓄電施設に対して電力供給を行う施設であって、蓄電容量に対して十分な発電が出来るものであること。

（県補助率）

第2 本事業に係る県補助率は、50%とする。

ただし、整備個所が振興山村・過疎地域・特定農山村地域のいずれかの指定地域内の場合は55%とする。

(補助対象経費)

第3 本事業に係る補助対象経費は以下のとおりとする。

(1) 地域振興支援型

発電施設の整備に係る工事費（純工事費、測量および試験費、用地費および補償費）

(2) 防災機能支援型

発電施設および蓄電施設の整備に係る工事費（純工事費、測量および試験費、用地費および補償費）

(事業の実施)

第4 事業の実施手続きは以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、県単独土地改良事業採択要望調書（取扱要領第3号様式）に事業計画概要書（様式第1号）及び地域振興支援型にあつては小水力発電利用計画書（様式第4号）を添付して、農林事務所長に提出する。

(2) 事業実施主体が土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合の場合にあつては、所管の市町村に前号の書類を提出する。提出を受けた市町村は、その内容が適当であることを確認したうえで、農林事務所長に進達する。

(3) 農林事務所長は、前号及び前々号により提出のあった要望書の内容が適当であると認めるときは、経由印押印の上、知事に提出するものとする。

(4) 知事は、提出のあった要望書を審査し、事業を実施することが適当であると認めるときは当該事業を採択し、事業採択通知書（様式第2号）により農林事務所長を経由して事業主体に通知するものとする。

(事業完了後の取り扱い)

第5 本事業のうち地域振興支援型及び防災機能支援型については、事業が完了した時は、事業主体は施設の現況を明らかにするため、完了地区台帳（様式第3号）を整備し、農林事務所長に提出するものとする。

2 農林事務所長は、前項により提出のあった完了地区台帳を、翌年度の4月30日までに知事に提出するものとする。

(発電施設の管理運営の取り扱い)

第6 本事業のうち地域振興支援型で整備した小水力発電施設の管理運営については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 発電施設の管理運営者の報告

発電施設の管理運営者は、電気事業者との電気事業法（昭和39年法律第170号）第25条の規定に基づく振替供給等に関する契約を締結し、又は変更したときは、直ちに以下の資料を知事に提出するものとする。

ア 電気事業者との振替供給等に関する契約書の写し

イ 小水力発電施設に関する収支計算書（様式第5号）

(2) 会計管理

(1) 発電施設の管理運営者は、発電事業の会計にあたり収入と必要額を明確に区分するため、複式簿記（貸借対照表と損益計算書）を用いるなど、適正な会計管理を行うこと。

(2) 発電施設の管理運営者は、損益計算書等の会計管理記録（写）について、会計年度の翌年度の4月30日までに農林事務所長に提出するものとする。

(3) 県への納付

発電施設の管理運営者は、当該施設による売電により得た収入が、第4(1)の(3)に掲げる売電収益の活用範囲に要する費用を上回る場合においては、その差額に県の補助率を乗じた額を県に納付するものとする。

別紙 2（「協議会支援」に係る運用）

（事業採択要件）

第 1 次に定める要件をすべて満たすこと。

- (1) 協議会の運営等に係る規約、その他の必要な規程にある支援内容であること。
- (2) 補助を受ける支援内容を示した「事業実施計画書」を策定すること。

（県補助率）

第 2 本事業に係る費用は、予算の範囲内で全額県が負担するものとする。

（補助対象経費）

第 3 事業の実施に係る補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

ア	賃金	事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
イ	報償費	事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝金等謝礼に必要な経費（「対外交渉費等の予算執行基準について」に基づく単価の設定根拠によること）
ウ	旅費	事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合わせ及び資料収集等に必要な旅費、又は技術指導を行うための旅費として依頼した専門家に支払う旅費
エ	需用費	事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費
オ	役務費	事業の実施に直接必要、かつ、それだけでは事業の成果とはなり得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、分析及び試験等を専ら行うために必要な経費
カ	委託料	事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費。ただし、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
キ	使用料及び賃借料	事業の実施に直接必要な車両等の借上げ、駐車場、会議の会場及び物品等の使用料、有料道路使用料に必要な経費
ク	備品購入費	事業の実施に直接必要な備品の購入にかかる経費
ケ	給料、職員手当等又は技術員手当	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）」に基づき算出される経費
コ	共済費	ア及びケに該当する者に対する共済組合負担金及び社会保険料等
サ	補償費	事業の実施に直接必要な業務の遂行上、一時的に必要となる仮設的用地の借料
シ	資材購入費	事業の実施に直接必要な資材の購入費
ス	機械賃料	事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料
セ	負担金	事業の実施に必要な研修等を受講する経費

（事業の実施）

第4 事業の実施手続きは以下のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（様式第6号）を作成し、知事に提出する。
- (2) 事業実施計画書は、事業を行おうとする年度の4月末までに提出するものとする。
- (3) 知事は、事業実施計画書が適正であると認められた場合は、様式第7号により承認するものとする。
- (4) 事業実施主体は、(3)による承認の通知を受けた事業実施計画書について、総事業費の変更を伴う変更又は事業計画の中止若しくは廃止については、(1)に準じて行うものとする。

(交付申請手続き等)

第5 第4の(3)により事業実施計画書が承認された場合、事業実施主体は当該年度の5月末日までに交付申請書を知事に提出するものとする。

(事業完了後の取り扱い)

第6 事業実施主体は、知事が定めるところにより、事業実施報告書（様式第8号）により、本事業の実施結果を当該年度の翌年度の4月末までに、知事に報告するものとする。

様式第1号

小水力発電活用支援事業（地域振興支援型） 事業計画概要書

地区名	〇〇地区		事業の内容	小水力発電施設整備 1式 ・発電所施設 N=〇箇所（〇〇式水車 〇基） ・導水路施設 L=〇〇m（〇〇管 φ〇〇） ・上水槽施設 N=〇箇所 ・用地買収、補償費 N=1式 ・測量試験費 N=1式
所在地	〇〇市〇〇町〇〇 地内			
地域区分	振興山村、過疎地域			
事業実施主体	〇〇市			
関係市町村	事業費	予定工期		
〇 〇 市	〇〇千円	〇年度～〇年度	費用の負担方法	県 : 〇〇千円 (〇%) 事業主体 : 〇〇千円 (〇%)
事業の目的 (必要性)			関係法令等手続き	〇河川協議 ・ ・ ・ ・ ・ 〇電気事業法協議 ・ ・ ・ ・ ・ 〇系統連系協議 ・ ・ ・ ・ ・ 〇その他関係法令に基づく協議 ・ ・ ・ ・ ・
地域の現状			施設の予定管理者及び予定管理方法	予定管理者 : 〇〇市 予定管理方法 : 〇〇が管理規定を作成し、〇〇への委託等により適正に管理
農業水利施設の概要	水利施設名 : 〇〇用水路 (所有・管理者 : 〇〇市) 受益面積 : 〇〇ha 農業用水量 : 〇〇m ³ /s		関連事項	
小水力発電計画の概要	発電使用水量 : 〇〇m ³ /s (最大) 有効落差 : 〇〇m 最大出力 : 〇〇kW 年間発電電力量 : 〇〇kWh (売電可能量) 想定売電収益 : 〇〇千円/年 (運転開始後 20年間) 想定発電原価 : 〇〇円/kWh 総費用総便益比 : 〇〇		売電収益の 使途計画	①土地改良施設維持管理費 : 〇〇用水路 ②発電施設運営費 : 本発電施設の点検費、維持管理費、修繕費 ③農村振興施設の電気代 : 〇〇農業集落排水施設、 ④地域振興施設の電気代 : 〇〇公民館、 ⑤農村振興に資する活動費 : 〇〇地域内の6次産業化支援活動費 ⑥営農施設の電気代 : 該当なし ⑦農村生活環境維持に資する活動費 : 〇〇地域内の除雪費

※「関連事項」は、関連工事等がある場合に記載する。

※「小水力発電計画の概要」は、発電施設の諸元などを記載する。

※「売電収益の使途計画」は、収益の充当先となる土地改良施設、農村振興施設、地域振興施設、営農施設の名称および農村振興に資する活動内容等を記載すること。

様式第1号

小水力発電活用支援事業（防災機能支援型） 事業計画概要書

地区名	〇〇地区		事業の内容	小水力発電施設整備 1式 ・発電施設 N=〇基（〇〇式水車） ・蓄電施設 N=〇基（〇〇式充電地） ・用地買収、補償費 N=1式 ・測量試験費 N=1式
所在地	〇〇市〇〇町〇〇 地内			
地域区分	振興山村、過疎地域			
事業実施主体	〇〇市			
関係市町村	事業費	予定工期	費用の負担方法	県 : 〇〇千円 (〇%) 事業主体 : 〇〇千円 (〇%)
〇 〇 市	〇〇千円	〇年度～〇年度		
事業の目的 (必要性)			関係法令等手続き	〇河川協議 ・ ・ ・ ・ 〇電気事業法協議 ・ ・ ・ ・ 〇その他関係法令に基づく協議 ・ ・ ・ ・ 〇農業水利施設および避難施設の所有・管理者の同意状況 〇〇土地改良区と〇〇組合の同意済み
地域の現状			施設の予定管理者及び予定管理方法	予定管理者 : 〇〇市 予定管理方法 : 〇〇が管理規定を作成し、〇〇への委託等により適正に管理
農業水利施設の概要	水利施設名 : 〇〇用水路 (所有・管理者 : 〇〇土地改良区) 受益面積 : 〇〇ha 農業用水量 : 〇〇m ³ /s		関連事項	
小水力発電計画の概要	発電使用水量 : 〇〇m ³ /s (最大) 有効落差 : 〇〇m 最大出力 : 〇〇kW 蓄電施設の充電容量 : 〇〇kW		避難所となる施設の概要	施設名 : 〇〇 所在地 : 〇〇市〇〇町〇〇 施設管理者 : 〇〇組合 災害指定区分 : 地震指定避難所 収容人数 : 〇〇人

※「関連事項」は、関連工事等がある場合に記載する。

※「小水力発電計画の概要」は、発電施設の諸元などを記載する。

※ 事業実施箇所の位置図、計画平面図、主要工事計画図を添付すること。

様式第2号

第 号
年 月 日

(事業実施主体) 様

岐阜県知事

県単独土地改良事業（小水力発電活用支援事業）採択通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった下記地区について、実施地区として採
択したので通知します。

記

地区名：

小水力発電活用支援事業 完了地区台帳

地区名	〇〇 ^{ちく} 地区	事業型名	地域振興支援型	事業内容			
事業実施年度	〇～〇年度	施行箇所	〇〇市〇〇町〇〇地内	小水力発電施設整備 1式 ・発電所施設 N=〇箇所(〇〇式水車 〇基) ・導水路施設 L=〇〇m(〇〇管 φ〇〇) ・上水槽施設 N=〇箇所			
事業主体	〇〇市	事業主体所在地	〇〇市〇〇町〇〇				
代表者氏名	〇〇 〇〇	事業主体電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇				
総事業費	事業費負担内訳			年度別事業費			
	県補助金	市町村費	地元負担金	その他	〇年度	〇年度	〇年度
円	円	円	円	円	円	円	円
着工年月日	検査年月日	補助金交付申請年月日・記号番号		処分制限期間			
〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇〇第〇〇号	耐用年数	処分制限年月日		
〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇〇第〇〇号	〇年	〇年〇月〇日		
完成年月日	確認年月日	補助金交付申請年月日・記号番号		発電施設管理者名			
〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇〇第〇〇号	〇〇〇〇			
発電諸元		活用する農業水利施設の概要		売電収益の使途			
発電使用水量 : 〇〇m ³ /s(最大) 有効落差 : 〇〇m 最大出力 : 〇〇kW 年間発電電力量 : 〇〇kWh(売電可能量) 想定売電収益 : 〇〇千円/年(運転開始後20年間) 設備利用率 :		水利施設名 : 〇〇用水路(所有・管理者: 〇〇市) 受益面積 : 〇〇ha 農業用水量 : 〇〇m ³ /s 取水河川名 : 〇〇河川 〇〇川		①土地改良施設維持管理費: 〇〇用水路 ②発電施設運営費: 本発電施設の点検費、維持管理費、修繕費 ③農村振興施設の電気代: 〇〇農業集落排水施設、 ④地域振興施設の電気代: 〇〇公民館、 ⑤農村振興に資する活動費: 〇〇地域内の6次産業化支援活動費 ⑥営農施設の電気代: 該当なし ⑦農村生活環境維持に資する活動費: 〇〇地域内の除雪費			
【完成写真】※この欄に収まらない場合は別途添付とすること。							
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 30%; height: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 30%; height: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 30%; height: 100%;"></div> </div>							

(注) 位置図および平面図・縦断図、発電施設構造図(1/500程度)を別途添付すること。

小水力発電活用支援事業 小水力発電利用計画書

第1章 事業の目的

事業の対象とする農業水利施設を活用した小水力発電施設を整備する必要性を簡潔に記載。

第2章 地域の所在地及び現状、課題

売電収益を活用する地域の所在、現状、課題等について簡潔に記載。

第3章 小水力発電施設を設置する農業水利施設の概要

当該農業水利施設の利用状況、管理状況、施設規模、水利権の内容等について記載。

第4章 小水力発電計画の概要

発電施設の諸元（発電水量、有効落差、最大出力、年間発生電力量、年間売電収益）を記載。

第5章 事業実施主体

事業を実施する者を記載。

第6章 工事計画

事業で実施する工事の内容等について記載。

第7章 工事に関する関係法令等手続きに係る関係機関との協議調整状況

水利権に関する河川管理者との協議状況、電気事業法に基づく関係手続の協議状況、電気事業者等との系統連系協議状況、その他関係法令に係る関係機関との協議調整状況について記載。

第8章 費用の総額及びその内容

事業に要する費用の総額、その内訳等について記載。

第9章 費用負担の方法

事業に要する費用を負担する者、その負担割合等について記載。

第10章 事業の着手及び完了予定時期

○年度着手、○年度完了予定

第11章 売電収益の活用計画

売電収益の活用先として計画する施設名、活動内容を記載。

活用範囲	施設名または活動名	年間充当費費 (千円/年)
①土地改良施設の維持管理費		
②当該発電施設の運営費		
③農村振興に資する公的施設の電気代		
④地域振興に資する公的施設の電気代		
⑤農村振興に資する活動費		
⑥営農に必要な施設の電気代		
⑦農村集落の生活環境維持に資する活動費		

第12章 農村振興に資する活動及び生活環境維持に資する活動への活用計画

上記活動費を売電収益の活用先として計画する場合、その活動内容を記載。

活動内容	事業量	左記に係る活動費 (千円)
※記入例		
<農村振興に資する活動>		
・ 農業者への技術研修の開催	1回/年	500
・ 新商品開発検討委員会の開催	2回/年	1,500
・ 新商品開発事例調査	1式	5,000
・ 商品販売促進活動の開催	5回/年	3,000
・ 商品加工施設の整備	〇〇加工施設 1棟	50,000
<生活環境維持に資する活動>		
・ 〇〇地域の清掃活動	随時 (4回/年程度)	2,000
・ 〇〇地域の除雪活動	随時 (2回/年程度)	2,000
合計 (5カ年)		64,000
1年あたりの活動費		12,800

※発電施設の運用開始後5年間に係る活動計画について記載する。

第13章 事業の効果

総費用総便益比 (B/C) の算定結果を記載。

区分	計算式	数値 (千円)	備考
総費用 (現在価値化)	①=②+③		
当該事業による費用	②		
その他費用	③		再整備費-資産価額
年総効果 (便益) 額	④		
評価期間	⑤		当該事業の工事期間+40年
割引率			
総便益額 (現在価値化)	⑥		
総費用総便益比	⑦=⑥÷①		

第14章 関連事業の概要

事業に隣接又は関連して実施する他の事業がある場合、その事業概要を記載。

第15章 施設の予定管理者及び予定管理方法

事業で整備した施設の予定管理者及び予定管理方法について記載。

第16章 添付資料

- ・ 総費用総便益比算定根拠
- ・ 事業実施主体の規約、定款 (事業実施主体が市町村である場合は不要)
- ・ 計画図面 (位置図、計画平面図、主要工事計画図)

様式第 5 号

発電施設に関する収支計算書

1 発電所名

2 管理運営者名

3 所在地

4 仕様

標高差 m (有効落差 m)

最大発電出力 kw

最大使用水量 m³/s

年間発生可能電力量 Kwh

水車 (型式) 機

発電機 (型式) 機

5 事業

小水力発電活用支援事業 ○○地区 (○○年度着手、○○年度完成)

運転開始日 年 月 日

6 管理方法

7 収入

年度	総発電電力量 (Mwh)	総売電電力量 (Mwh)	売電単価 (円/Kwh)	総収入 (千円)	備考

8 支出

年度	直接費 (千円)	資本費 (千円)	管理部門費 (千円)	合計 (千円)	発電原価 (円/kWh)	備考

注 1 前回報告を行った最終年度の次年度より現在までの各年度毎に記載すること。

2 最大使用水量、売電単価及び発電原価については小数点以下第 2 位まで、他については整数で表示するものとする。

3 直接費には、人件費、修繕費、水利使用費及び諸費が含まれるものとする。

4 資本費には、減価償却費及び借入金利息が含まれるものとする。

5 管理部門費には、発電施設および供用施設の維持管理費が含まれるものとする。

(様式第 6 号)

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

岐阜県土地改良事業団体連合会
会長 ○○ ○○

○○年度小水力発電活用支援事業（協議会支援型）の事業実施計画書の承認
（変更又は中止若しくは廃止の承認）申請について

下記のとおり事業を実施したいので、小水力発電活用支援事業実施要領（平成 31 年 3 月 28 日付け農整第 1116 号）別紙 2 の第 4 の（1）に基づき、添付書類を添えて申請します。

(添付書類)

事業実施計画書（様式第 6 - 1）

積算内訳書（様式第 6 - 2）

小水力発電活用支援事業（協議会支援型） 事業実施計画書

事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	事業実施主体名	
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	所在地	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	
（1）事業の概要		
<p>※1 事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。</p>		
（2）活動支援内容		
<p>活動内容、実施回数、実施場所が分かるように記載すること。</p> <p>(例)</p> <p>1. 研修会実施</p> <p>【内容】 小水力発電の導入促進及び維持管理におけるノウハウを向上させるために、必要となる技術力向上研修を実施する。</p> <p>【実施回数】 3回</p> <p>【実施時期及び予定場所】 7月（〇〇発電所/〇〇県〇〇市）、11月（〇〇発電所/〇〇県）、2月（座学/〇〇会議室）</p>		

2. 専門技術者派遣

【内容】

小水力発電施設の導入に必要となる調査設計、整備または維持管理・運営を行う上で技術的な課題を有している会員へ技術者を派遣し、課題の解決に向けた指導を行う。

【実施回数】

2回

【実施時期及び予定場所】

6月（〇〇地区）、9月（〇〇清流発電所）

.....

（3）事業実施のスケジュール

※1 各事業のスケジュールを記載すること。

（注）

1、欄に収まらない場合は、別記とすることができる。

(様式第7号)

農整第 号
年 月 日

岐阜県土地改良事業団体連合会
会長 ○ ○ ○ ○ 殿

岐阜県知事 ○ ○ ○ ○

〇〇年度小水力発電活用支援事業（協議会支援型）の事業実施計画書
（の変更又は中止若しくは廃止）の承認について

年 月 日付け 号で申請のあったこのことについて、小水力発電活用支援事業（協議会支援型）について下記のとおり採択されたので、小水力発電活用支援事業実施要領（平成31年3月28日付け農整第1116号）別紙2第4の（3）に基づき、承認したので通知します。

(様式第 8 号)

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

岐阜県土地改良事業団体連合会
会長 ○○ ○○

○○年の小水力発電活用支援事業（協議会支援型）実施状況報告書の提出について

小水力発電活用支援事業実施要領（平成 31 年 3 月 28 日付け農整第 1116 号）別紙 2 第 6 に基づき、別紙のとおり事業実施状況報告書を提出します。

記

事業費	補助額	備考
円	円	

(添付書類)

事業実施報告書（様式第 8 - 1）

積算内訳書（様式第 8 - 2）

(注)

1、事業計画書から軽微な変更があった場合は、事業計画書の写しに変更箇所を加筆修正し、添付すること。

(1) 活動支援実績

活動内容、実施回数、実施場所が分かるように記載すること。

(例)

1. 研修会実施

【内容】

小水力発電の導入促進及び維持管理におけるノウハウを向上させるために、必要となる技術力向上研修を実施する。

【実施回数】

3回

【実施時期及び予定場所】

7月(〇〇発電所/〇〇県〇〇市)、11月(〇〇発電所/〇〇県)、2月(座学/〇〇会議室)

2. 専門技術者派遣

【内容】

小水力発電施設の導入に必要な調査設計、整備または維持管理・運営を行う上で技術的な課題を有している会員へ技術者を派遣し、課題の解決に向けた指導を行う。

【実施回数】

2回

【実施時期及び予定場所】

6月(〇〇地区)、9月(〇〇清流発電所)

.....

